○文部科学省告示第百六十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、文部科学省所管の補助金等に関する事務を北海道教育委員会等が行うこととなった件（平成二十四年文部科学省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年度分の補助金等から適用する。

平成二十四年十二月十二日

文部科学大臣　田中眞紀子

制定文中「（昭和三十年法律第百七十九号。」を「（昭和三十年法律第百七十九号。」に改め、「限る。）」の下に「及び被災地通学用バス等購入費補助金」を加え、「、次のとおり」を削る。

○農林水産省告示第二千五百六十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項並びに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第二項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十一条（同令第五十七条において準用する場合を含む。）及び第三十三条（同令第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次の告示は、廃止し、平成二十五年十二月十二日から施行する。

平成二十四年十二月十二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　生産情報公表加工食品の日本農林規格（平成十九年三月二十六日農林水産省告示第三百五十三号）

二　生産情報公表加工食品についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十九年五月七日農林水産省告示第五百九十号）

三　生産情報公表加工食品についての小分け業者の認定の技術的基準（平成十九年五月七日農林水産省告示第五百九十一号）

四　生産情報公表加工食品の生産行程についての検査方法（平成十九年五月七日農林水産省告示第五百九十二号）

附　則

（生産情報公表加工食品の日本農林規格の廃止に伴う経過措置）

1　この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の生産情報公表加工食品の日本農林規格により格付の表示が付された生産情報公表加工食品については、なお従前の例による。

（飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部改正）

2　飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和五十四年八月十八日農林水産省告示第千百八十二号）の一部を次のように改正する。

別表5中4を削り、5を4とする。

（農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件の一部改正）

3　平成十八年三月一日農林水産省告示第二百十七号（農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件）の一部を次のように改正する。

表農林物資の種類の欄中「、生産情報公表加工食品」を削る。

○国土交通省告示第千四百三十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定によりさいたま都市計画武蔵浦和駅第1街区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　市街地再開発事業の種類及び名称

さいたま都市計画武蔵浦和駅第1街区第一種市街地再開発事業

二　事業施行期間

事業計画の認可の公告の日から平成二十八年度まで

三　施行地区

埼玉県さいたま市南区別所六丁目、七丁目及び沼影一丁目の各一部

四　施行者の名称

独立行政法人　都市再生機構

五　事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区別所七丁目15番30号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日

平成二十年十二月九日

七　事業計画の変更認可の年月日

平成二十四年十二月十二日

○国土交通省告示第千四百四十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する神戸国際港都建設事業学園南土地区画整理事業の施行規程（第二回）及び事業計画（第三回）の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十四年八月十六日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　兵庫県神戸市垂水区多聞町字上ノ畑の全部、字三ツ池の全部、字寺池の一部、字小束山の一部

四　土地区画整理事業の名称　神戸国際港都建設事業学園南土地区画整理事業

五　事務所の所在地　兵庫県神戸市垂水区宮本町一番三十号

六　事業計画の認可の年月日　平成十四年八月十六日

七　施行規程（第二回）及び事業計画（第三回）の変更の認可の年月日　平成二十四年十二月十二日

○国土交通省告示第千四百四十一号

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令を廃止する政令（昭和六十二年政令第二百八十一号）による廃止前の道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（昭和四十四年政令第三百九号）第八条第一項の規定により設ける自動車登録原簿（以下「乙原簿」という。）のうち、北海道運輸局室蘭運輸支局長及び関東運輸局千葉運輸支局長が設ける左記のものが滅失した。

これらの乙原簿に登録を受けた者又はその登録に関する嘱託（通知を含む。以下同じ。）をした官公署は、引き続きその乙原簿における登録を有効とするため、平成二十四年十二月十二日から平成二十五年三月二十九日までに登録の回復の申請又はその嘱託をすることができる。

平成二十四年十二月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

滅失した乙原簿に係る自動車登録番号

室1は2007　室1は769　室4あ155　室5は3034　室1あ1304　室1あ1507　室1あ1609　室1ゆ271　室8あ3033　室1ゆ89　室4は2544　室1い101　室1い579　室1い902　室8い247　室8い458　室88さ166　室55や2608　室56て102　習志野4さ4710　習志野5さ7900　千1せ8551　習志野5さ9274　習志野4さ8730　習志野1な7　習志野1な338　千1せ1955　千4の5429　千5そ3551　千1せ97　千4に5303　千4せ3205　千4そ2008　千4な2345　千4に9295　千4の4062　千4の4063　千4の7326　千4の8231　千4の8232　千4ぬ5789　千4ひ129　千4ひ7675　千4ほ8136　千5な9318　千5ひ1987　習志野5せ2265　千6そ3419　千9す9299　千9す9327　千9す232　千5は1922　習志野5す4177　千4ふ2066　習志野55な9741　習志野55に422　習志野4さ6763　習志野1さ902　習志野55ぬ4602　習志野33な146　習志野11に700　習志野2さ379　習志野55は9618　習志野55ふ4312　習志野55ね5375　習志野11せ5276　習志野44ほ6397　習志野33な1725　習志野55ゆ79　習志野55ゆ2950　習志野55ら2117　習志野55ら6779　習志野44ひ9971　習志野55り4850　習志野44ほ936　習志野44ほ762　習志野55ち5216　習志野55つ7656　習志野55て2878　習志野11に1457　習志野11に1459　習志野11に1460　習志野11に1461　習志野11に3782　習志野56そ3275　習志野56と444　習志野33な6377　習志野56の158　習志野33な6696　習志野55ろ7124　習志野33に1475　習志野56や9993　習志野56ゆ5551　習志野33に4065　習志野57そ5474　習志野57た705　習志野57に8896　習志野57ね8168　習志野45さ6599　習志野45さ6187　習志野57ま3654　習志野45す7298　習志野11い2973　習志野58す2137　習志野59て9467　習志野11は201　習志野11と612　習志野59ら1846

○国土交通省告示第千四百四十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
日本電産テクノモータ株式会社九州技術開発センター	福岡県飯塚市吉北31番地	電動機（定格出力が55キロワット以下のものに限る。）	平成24年12月1日から平成29年11月30日まで